

桜橋小学校いじめ防止基本方針

東大阪市立桜橋小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ等対応委員会」

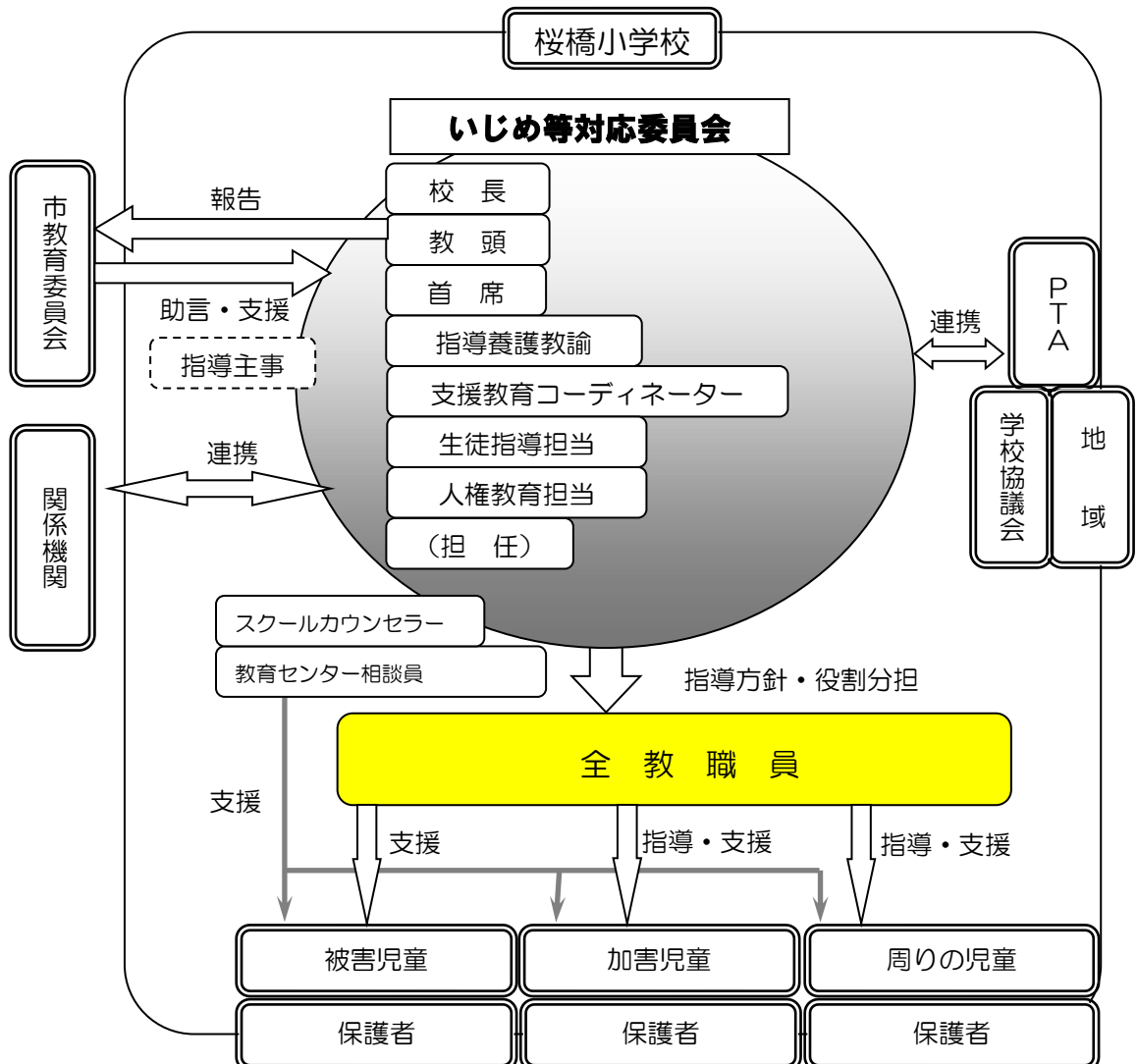
(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導養護教諭、支援教育コーディネーター、生徒指導担当、人権教育担当、(担任)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の作成と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 校内体制



4 いじめ防止に関する年間計画

いじめ防止年間計画		
	全 学 年	学 校
年間通して	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の会・帰りの会で互いに認め合う場を持つ ・学級会等での話し合い活動の充実 ・きょうだい学年活動で集団づくりをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議・校内研修等での児童の様子の共有、理解
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・保護者への相談窓口の周知 ・家庭訪問（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部を中心に、「学校いじめ防止基本方針」の見直し ・教職員への「学校いじめ防止基本方針」の周知・徹底
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足、修学旅行（6年）等、校外集団活動による仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新・公開
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（第1回）実施（児童の状況把握） 	事象発生時に必要に応じていじめ等対応委員会を実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談（家庭での様子把握） ・林間学舎（5年）による仲間づくり 	
9月		生活指導部を中心に「学校生活アンケート」の内容の総括・検証を行い、必要に応じていじめ等対応委員会を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会による仲間づくり 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（第2回）実施（児童の状況把握） ・遠足、音楽発表会による仲間づくり 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談（家庭での様子把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部を中心に、「学校いじめ防止基本方針」に沿った1年間の総括・検証
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（第3回）実施（児童の状況把握） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式（お別れの会）、入学式（新入生を迎える会）に向けての取組（仲間づくり） 	

※教職員間による公開授業〈わかる授業づくりの推進〉（随時）

※教育相談（随時）

※学級の実態交流（月1回）

※校内研修（随時）

※家庭訪問（随時）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ等対応委員会は、上記の定例会議に加え、必要に応じて臨時会議を開催し、いじめに関する状況把握と、防止あるいは解決に向けての方策等について迅速な対応を行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、外国語活動、未来市民教育、並びに特別活動、それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

児童一人ひとりが安全・安心な学校生活を送れるよう、人権教育・道徳教育の充実を図る。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るために、

教職員に対して ⇐⇒ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知する。

児童に対して ⇐⇒ 全校集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題にふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

保護者に対して ⇐⇒ 児童を見守り、健やかな成長を支援していくために、保護者用のいじめチェックシートなどを活用して連携・協力を求めていく。また、学校だより、ホームページ、PTA 総会、懇談会などを通して、学校での取り組みを知らせると共に、児童の様子で気になることがあれば知らせてもらうようにする。

地域に対して ⇐⇒ 学校ホームページ等を使い、情報発信し意識啓発をする。地域ぐるみで子どもを育てるという視点から、学校への協力をお願いする。愛ガード協力員の方に登校中気になる児童があれば知らせてもらうなど、いじめを未然に防止するために、気になることがあれば学校に連絡してもらう。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権教育を根底とした教育活動の充実、道徳教育、読書活動、体験活動の推進を図る。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意

- ・ 分かりやすい授業づくりを進めるために、学習推進部が中心となり、生活指導部・人権教育部とも連携しながら分かりやすい授業の構築を図っていく。

- ・児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、人権教育を基盤にした学校教育活動を行う。
 - ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談しやすい環境を整え、適切な助言を行う。
 - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払い、人権教育研修を充実させる。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全児童に提供し、児童の自己有用感を育む。
 - ・家庭や地域の方々にも協力を求め、幅広くおとなから認められているという思いが得られるよう工夫する。
 - ・児童自ら長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めていけるようにするため異年齢集団での活動を充実させる。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法
- 児童会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など、児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことや常日頃から教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することで、いじめを未然に防止することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として
- ・定期的なアンケートを年3回実施する。
 - ・教育相談を随時行う。
 - ・朝の健康観察、日記、保健室での様子等、日常の観察を大切にす。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため家庭訪問等を実施する。
- 地域と連携して児童を見守るため学校協議会を随時実施する。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、窓口機関を設ける。
- (4) 学校ホームページ等により、相談体制を広く周知する。

- 学校アンケートを実施し、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 学校教育相談等で得た児童の個人情報については、関係者以外に漏らしてはいけない。

第4章 いじめが生じたときの対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、別添の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職、いじめ等対応委員会に報告し、全教職員と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導等も含め、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童と、その保護者に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ等対応委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった

児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ等対応委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。